

令和7年度 西田地方小学校いじめ防止基本方針

(小2) 富山市立西田地方小学校

目 次

| | |
|-------------------------------|---|
| 1 西田地方小学校いじめ防止基本方針について | 1 |
| (1) 目的 | 1 |
| (2) 基本理念 | 1 |
| | |
| 2 本校のいじめの実態と課題について | 1 |
| (1) 本校の実態 | 1 |
| (2) 本校の課題 | 1 |
| | |
| 3 いじめ問題への対応について | 2 |
| (1) いじめの防止のための取組 | 2 |
| (2) いじめの早期発見のための取組 | 3 |
| (3) いじめが起きたときの対応 | 3 |
| | |
| 4 重大事態への対応について | 5 |
| (1) 重大事態とは | 5 |
| (2) 重大事態の対応についての留意事項 | 5 |

1 西田地方小学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

富山市立西田地方小学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「西田地方小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策はいじめが全ての子供に関わる問題であることから、子供が安心して学習や活動に取組ができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて子供が十分に理解できるように行うことが必要です。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切です。

なお、こうした取り組みに当たっては、法の規定をはじめとして、国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等の内容の適切な理解も必要となります。

2 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校の実態

- ・ R4年度は、仲間はずれにしたり、嫌な呼び方をしたりする事案や、暴力を振るう事案等をいじめとして認知しました。
- ・ R5年度は、SNS上のネットいじめや、嫌な呼び方をされたり、陰口を言われたりして精神的な苦痛を感じた等の事案をいじめとして認知しました。
- ・ R6年度は、冷やかしやからかい、嫌なことを言われたり、仲間外れや集団による無視などの事案をいじめとして認知しました。

(2) 本校の課題

- ・ 子供たちの関係が良好である学級・学年が多いため、いじめが表面化しづらい面があります。いじめアンケートに書かれた内容等を丁寧に聞き取

り、いじめの未然防止・早期発見を心がける必要があります。

- ・ いじめ発見の多くが保護者からの訴えであることから、日頃から教師が子供との信頼関係を築き、子供たちから心配や不安を伝えやすい環境を整えることが大切になります。
- ・ 不登校の子供たちが増加傾向にあることから、不登校の子供や保護者の悩みなどに対し、きめ細かく対応するなどの支援対策を考える必要があります。

3 いじめ問題への対応について

(1) いじめの防止のための取組

- ・ 全ての教育活動を通して、「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認める」態度を育てるとともに、児童生徒だけでなく、保護者も含めて、いじめをしない、させない、許さない学校風土づくりに努めます。
- ・ 「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体につくるとともに、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てるよう努めます。
- ・ 道徳教育や人権教育を充実したり、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、子供の社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努めます。
- ・ 複数指導体制や個別指導の充実で、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進めます。
- ・ いじめにつながりやすい感情を押さえるために、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努めます。
- ・ 子供がいじめの問題について学び、子供自らがいじめの防止を訴えるような取組（児童会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）を推進します。
- ・ いじめの内容や指導上の留意点などについて、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組みます。
- ・ いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努めます。

※参照 P 9 【表 2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・ 「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうる」という認識を全教職員がもち、児童の言動や表情を細かく観察することや児童に対する定期的な調査等を実施することでいじめの早期発見に努めます。
- ・ 休み時間や放課後の子供の様子、日記等での子供との日常のやりとり、個人面談や家庭訪問等を通して、アンテナを高くして子供たちを見守ります。
- ・ ささいないじめに関する情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組みます。（生徒指導メモの活用・終礼時での連絡）
- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、子供が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努めます。
- ・ 子供や保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努めます。
- ・ 児童生徒に貸与された一人1台端末に搭載された「教育相談受付システム」を活用するなど、児童生徒の抱える悩みを把握し、解消に向け適切に働きかけます。

(3) いじめが起きたときの対応

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。
- ・ 「心身の苦痛を感じている」と思われるもの、いわゆるグレーゾーンの状況であっても、まず「いじめ」であるとして対処します。
- ・ 子供や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保します。
- ・ いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「いじめ対策委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応します。

※参照 P 6 【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

P 8 【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

- ・ 速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果は、市教育委員会に報告し、いじめられた子供といじめた子供のそれぞれの保護者に連絡します。
- ・ 犯罪行為を伴うもの等、学校や市教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署と相談をして対応します。

- ・ 児童生徒の心身に重大な被害が生じている、又はその疑いがあるいじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めます。
- ・ いじめられた子供とその保護者へは次のような支援を行います。
 - ア 徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた子供の安全を確保します。
 - イ 必要に応じ、いじめた子供を別室で指導すること等で、いじめられた子供が落ち着いて教育を受けられるようにします。
 - ウ 状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察経験者等、外部専門家の協力を得て、取り組みます。
- ・ いじめた子供とその保護者へは次のように指導・助言を行います。
 - ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努めます。
 - イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。
 - ウ いじめた子供へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす犯罪行為に当たる可能性があることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行います。
 - エ いじめの背景にも目を向け、いじめた子供のプライバシーには十分に留意した対応を行います。
 - オ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた子供の健全な成長を促すことを目的に行います。
- ・ いじめが起きた集団の子供に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、その中で同調していた子供に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てます。
- ・ 謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの子供との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続けます。
- ・ ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導します。

- ・ ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知します。
- ・ パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努めます。
- ・ いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していきます。

4 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは※

- | | |
|---|----------------------------------|
| <p>① 「いじめにより在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が自殺を企図した場合 ・身体に重大な傷害を負った場合 ・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合 ・転校に至るほど精神的に苦痛を受けた場合 等 | <p>これらがいじめによるものである疑いが生じているとき</p> |
| <p>② いじめにより在籍する児童の相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（年間30日以上の欠席を目安とする。ただし児童生徒が一定期間連續して欠席をしている場合は、この目安にかかわらず迅速に調査に着手する必要がある。）</p> | |

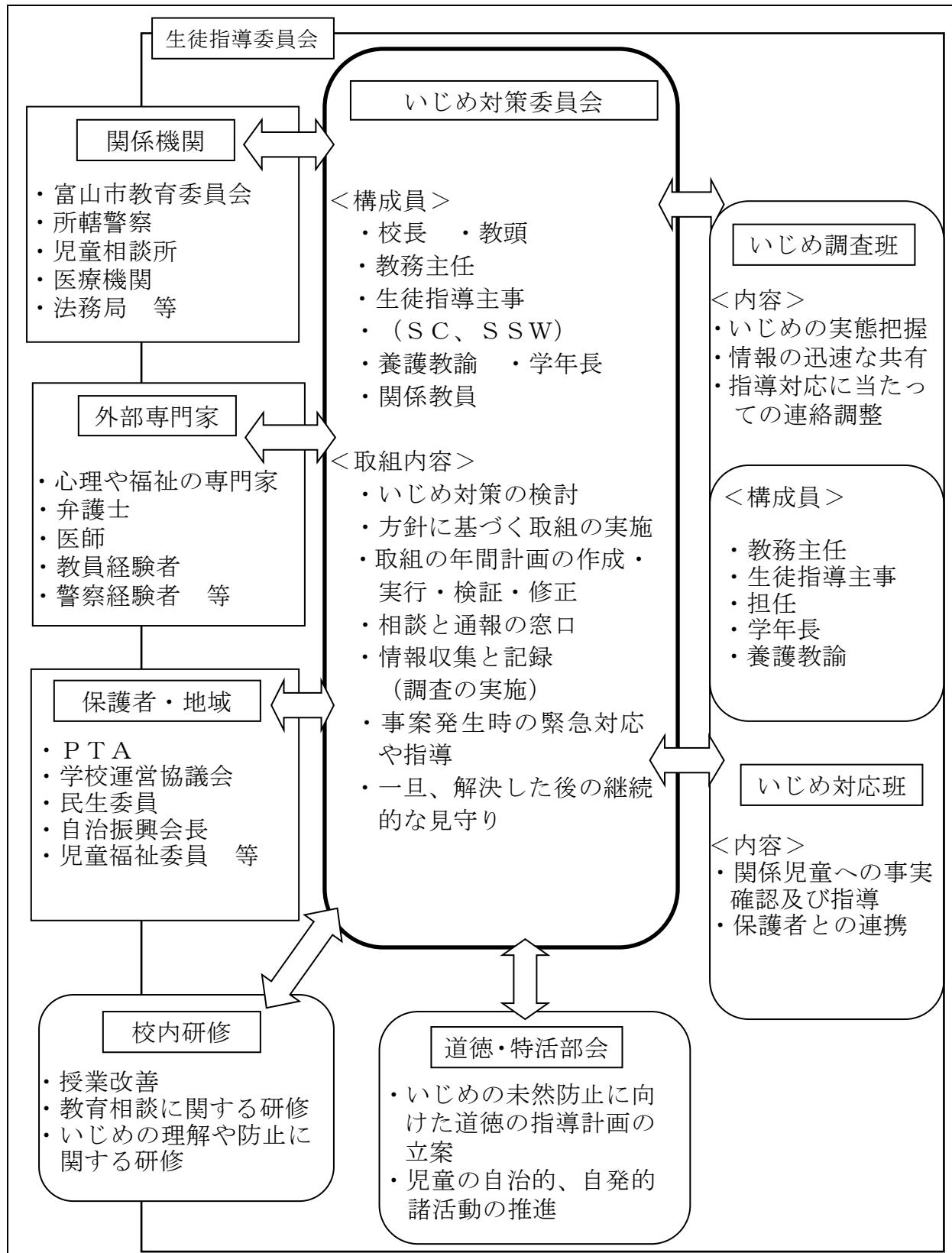
(2) 重大事態の対応についての留意事項

- ・ 速やかに富山市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たります。
- ・ 児童生徒や保護者からいじめによって重大事態に至ったという申し出があったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。
- ・ 学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を検討します。
- ・ 事案によっては、報道機関からの取材も考えられるので、対応の窓口を明確にして適切な対応に努めます。

※参照 P 8 【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

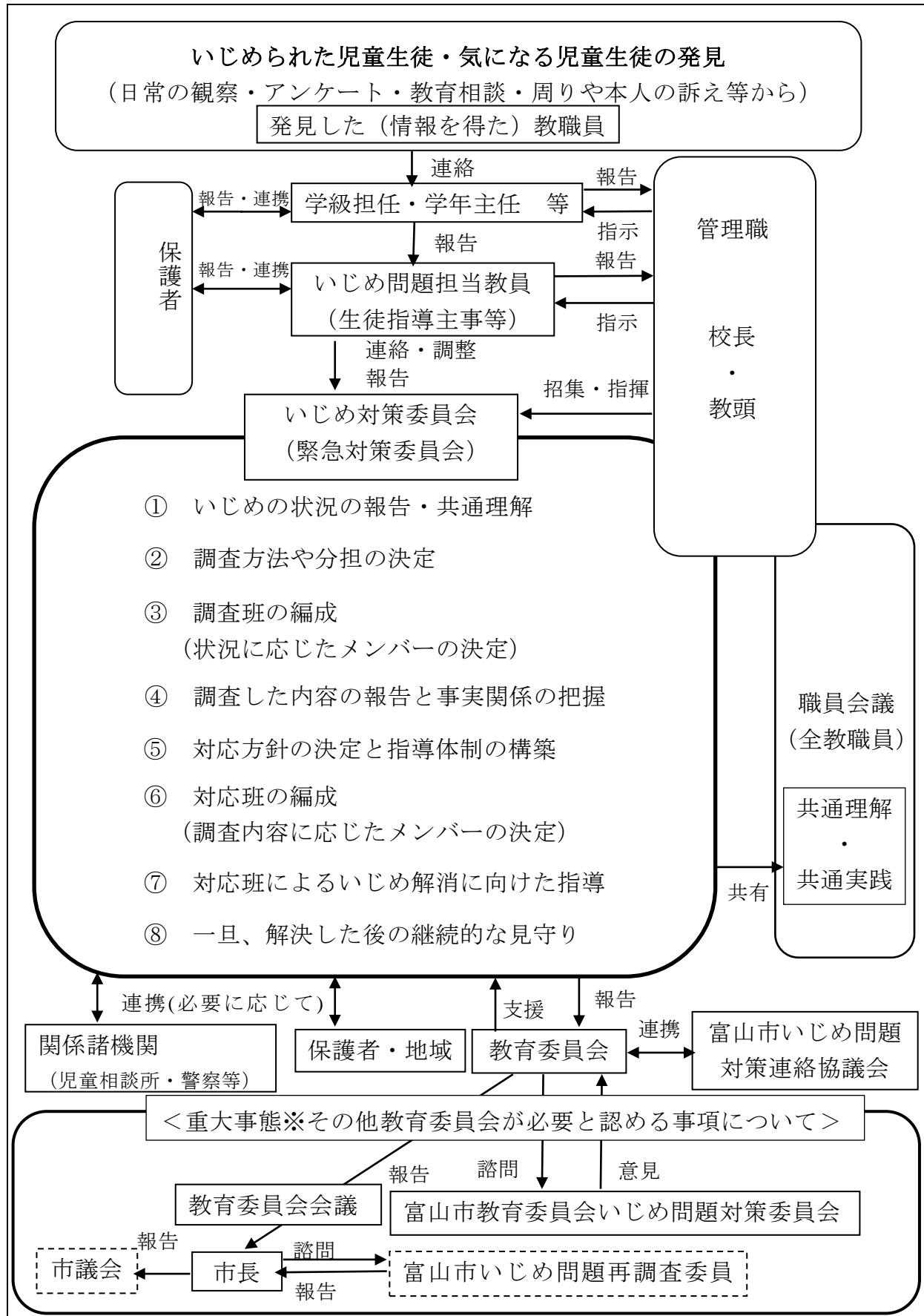
(法第22条に基づく組織 <必置>)



【表1 校内いじめ対策委員会】

| 役 職 | 氏 名 | 分担 1 | 分担 2 | 備 考 |
|-------------------|---|------|------|-------|
| 校長 | 橋本 大一郎 | 総 括 | | |
| 教頭 | 長井 和代 | 調 整 | | 保護者対応 |
| 生徒指導主事 | 高木 陽介 | 調査班 | | |
| 教務主任 | 久和 浩美 | | 対応班 | |
| スクール カウンセラー | 和田 充紀 | | 対応班 | |
| スクール ソーシャルワーカー | 米田 直子 | | | |
| 各学年長 | 稻沢 美花 二木 貴久子 清水 詩世 溝口 葉子 羽馬 崇行 高木 陽介 山村 ももな | 調査班 | 対応班 | |
| 養護教諭 | 小林 美里 | 調査班 | | |
| 担任等関係教員 | | 調査班 | 対応班 | |

【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】



【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 |
|----------|---|-----------------------------|---|----|---|
| 校内委員会等 | 生徒指導委員会 いじめ対策委員会実施① ・指導方針 ・指導計画等 ※職員会議で共通理解 職員会議 PTA 総会及び学年懇談会での保護者啓発 | 事案発生時、緊急いじめ対策委員会の実施 | | | いじめ問題に関する職員研修会① |
| 未然防止への取組 | ①学級・学年づくり 人間関係づくり (学級開き・縦割り班運動会等) いじめ実態把握調査 | | 児童会による未然防止に向けた自治的活動 | | 1学期と2学期末はいじめアンケートと教育相談を併せて行うので一緒に並べました。 |
| 早期発見への取組 | | いじめアンケート | 児童・保護者 学校評価アンケート いじめアンケート 教育相談週間 | | |

| | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|----------|---|-----------------------------|---|-------------------------|---|---|----|
| 校内委員会等 | 生徒指導委員会 いじめ対策委員会実施② ・情報共有 ・2、3学期の指導計画の確認 | 事案発生時、緊急いじめ対策委員会の実施 | | いじめ問題に関する職員研修会② | 生徒指導委員会 いじめ対策委員会実施③ ・本年度のまとめ ・指導計画の見直し | | |
| 未然防止への取組 | ②学級・学年づくり 人間関係づくり (縦割りふれあいタイム・学習発表会等) | | 児童会による 「人権週間」への取組 | | | 道徳・特別活動 計画へ生かす | |
| 早期発見への取組 | いじめアンケート | | いじめアンケート 教育相談週間 児童・保護者 学校評価アンケート | | いじめアンケート | 1学期と2学期末はいじめアンケートと教育相談を併せて行うので一緒に並べました。 | |